

インフォメーション

屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また死亡したりすることが、しばしば起こっています。

冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするために、次のことに注意してください。

◆屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、雪止めをつけるようにしてください。

◆雪止めは必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

◆屋根の雪、つらは、気温が上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったとき落ちやすい状態となるため、そのようなときは早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子どもたちなどに十分注意するようにしてください。

◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

◆軒下を通行するときは、落氷雪に十分注意してください。

◆軒下では、子どもを絶対に遊ばせないようにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険なため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。

留萌解発建設部・留萌土木現業所
天塩警察署・幌延町

冬期火災予防運動にご協力を！

北留萌消防組合では、道内各地で死者の伴った火災が多く発生している現状から、火災の根絶と火災による死傷者を未然に防止することを目的に、冬期火災予防運動を実施します。

統一標語

『火のしまっ
君がしなくて
誰がする』

実施期間

平成21年2月15日(日)～2月24日(火)

※期間中、一人暮らしのお年寄り(65歳以上)のお宅を訪問し、査察及び非常口の除雪を実施しますので、よろしくお願いします。

2月7日は「北方領土の日」です

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島は、日本固有の領土です。

北方領土の一日も早い返還は、全ての国民の願いです。

☆役場に署名コーナーを設置していますので、ご協力をお願いします。

※2月7日は、1855年(安政元年)伊豆下田において日魯通好条約が調印された日です。この条約によって、日本とロシアの国境を択捉島とウルップとの間と定められ、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島が日本の領土であることが、国際的にも明確にされたのです。

平成21年度幌延町奨学生募集

幌延町では、平成21年度に公立高校・専修学校の専門課程(専門学校)及び短大・大学(大学院)へ進学される方を対象に、奨学生を募集します。

学資の貸付を希望される方は、通学校の学校長と相談の上、幌延町教育委員会へお申し込みください。

●募集期間

平成21年2月2日

～平成21年3月31日

※募集期間外でも受け付けますが、支給が遅れますので、希望予定の方はお早めにお申し込みください。

●貸付額

高校生月額……………10,000円

専門学校生月額……………20,000円

大学(短大)生月額……………20,000円

●貸付資格

申請日現在において幌延町民もしくは幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校より進学する予定の生徒であること。

●提出書類

①奨学資金貸付申請書

②学校長の推薦書、または成績証明書

③ 身上申告書

④ 申請者の住民票抄本

⑤ 健康診断書

※ ①～③の用紙は、教育委員会総務学校グループに備えてあります。

詳しくは、幌延町教育委員会総務学校グループ電話5-1111までお問い合わせください。